

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日 恵庭市長 様	主たる事務所の 所在地	〒	
	フリガナ 法人の名称	電話番号 FAX番号	
	フリガナ 代表者の氏名		
	設立年月日		
	事業年度	年 月 日～ 年 月 日	
	過去の指定の有無 (過去の指定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	
	指定の取消しの有無 (取消日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
	本申出において適用する支援参加基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者数に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人		
控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、申し出ます。			
(現に行っている事業の概要)			
.....			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒			
電話番号 FAX番号			
〒			
電話番号 FAX番号			

(裏面)

備考

- 1 過去に指定（有効期間の更新を除く。）又は指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 寄附者名簿
 - (2) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類（様式第2号）
 - (4) 事業報告書等
 - (5) 役員名簿
 - (6) 定款等

寄附金充当予定事業一覧

特定非営利活動法人の名称	
--------------	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予定額
						円
						円
						円
						円
						円
						円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	

控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日 恵庭市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 F A X 番号		
	フリガナ 法人の名称			
	フリガナ 代表者の氏名			
	指定の有効期間	自	年 月 日	
		至	年 月 日	
	指定の有効期間の満了 日の9月前の日		年 月 日	
	指定の有効期間の満了 日の5月前の日		年 月 日	
	事業年度	月 日	～	月 日
本申出において適用する支援参加基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人				
控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新を受けたいので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第9条第3項の規定により、申し出ます。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名		
〒 電話番号 F A X 番号				
〒 電話番号 F A X 番号				

(裏面)

備考

- 1 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第3条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (3) 事業報告書等
 - (4) 役員名簿
 - (5) 定款等

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人の名称	
恵庭市長 様	フリガナ 代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

次の事項について変更したので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第10条の規定により、届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

備考

- 1 この届出書は、条例第10条第1項各号に掲げる事項に変更があり、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による申請又は同条第6項若しくは第23条第1項の規定による届出を市長に行っていない事項に係る変更を届け出る場合に使用すること。
- 2 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 3 条例第10条第1項各号に掲げる事項の変更の届出にあつては、変更事項の内容を説明する書類を添付すること。
- 4 役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出にあつては、変更後の役員名簿及び条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類を添付すること。
- 5 定款の変更にあつては、変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。
 - (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
 - (2) (1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の 所在地	〒 電 話 番 号 F A X 番 号
恵庭市長 様	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度	月 日～ 月 日

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
 - (4) 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年 月 日 恵庭市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考 助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

恵庭市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 清算人の氏名	
	清算人の住所又は居所	〒 電話番号 FAX番号
	指定年月日	年 月 日
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第15条の規定により届け出ます。		
1 解散年月日		
2 解散の理由		
3 残余財産の処分方法		

備考

- 1 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定による市長の認定を受けている場合又は同条第4項の規定による届出若しくは条例第16条第1項の規定による届出を既に市長に行った場合は、この届出を要しない。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

年 月 日 恵庭市長 様	主たる事務所の 所在地	〒	
	フリガナ 法人の名称	電話番号 FAX番号	
	フリガナ 代表者の氏名		
	指定年月日	年 月 日	
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	事業年度	年 月 日～ 年 月 日	
	本申出において適用する支援参加基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者数に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人		
年 月 日付で特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます。			
合併後存続 する法人又 は合併によ って設立す る法人	フリガナ 法人の名称		
	フリガナ 代表者の氏名		
	主たる事務所の所在地	〒	
	現に行っている事業の 概要	電話番号 FAX番号	
	区 分	指 定 ・ そ の 他	
	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名
	〒		
	電話番号 FAX番号		

(裏面)

合併によって 消滅する法人	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	現に行っている事業の概 要	
	区 分	指 定 ・ その他

備考

- 1 合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所又は合併によって消滅する法人が複数ある場合には、別紙に記載の上添付すること。
- 2 区分欄には、その法人が該当するものを「○」で囲むこと。ただし、合併によって設立する法人については、記入を要しない。
- 3 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 4 届出書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 寄附者名簿
 - (2) 条例第4条第1項各号（第10号を除く。）に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (4) 事業報告書等
 - (5) 役員名簿
 - (6) 定款等

身 分 証 明 書

第 号

所 属
職 名
氏 名

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例
第17条第6項の規定による職員の証

年 月 日

恵庭市長 印

（裏面）

この証を携帯する者は、恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第17条第1項の規定により、控除対象特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（抜粋）
（報告及び検査）

第17条 市長は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 略

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 略